KURENAI : Kyoto University Research Information Repository

Title	モンゴル時代のウイグル農民と佛教教團--U 5330(USp 77)文書の再檢討から
Author(s)	松井, 太
Citation	東洋史研究 (2004), 63(1): 202-171
Issue Date	2004-06
URL	http://hdl.handle.net/2433/138123
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

論文10

『東洋史研究』63-1, 2004, pp. 1-32.

モンゴル時代のウイグル農民と佛教教團

——U 5330 (USp 77) 文書の再檢討から——

松　井　太

は じ め に
1．U 5330 文書の再檢討
(1) テキスト・和譯・語註
(2) 文書の內容分析
2．ウイグル農民と佛教教團をめぐる諸相
(1) 佛教教團の免稅特權
(2) 佛教教團と地稅
(3) カ ラ ン 稅
(4) 佛教教團の寺產擴大
(5) 僧 俗 の 對 立
お わ り に

は じ め に

本稿の副題に掲げたU 5330文書とは，西暦20世紀初頭にドイツ=トゥルファン探檢隊によって發掘將來され，現在はベルリン科學アカデミー（Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften: 以下，BBAWと略）に所藏される古ウイグル語文獻のなかの1件である。この文書は，ロシアのテュルク學者W. W. Radloffによって校訂・獨譯され，そのウイグル語文書資料集 *Uigurische Sprachdenkmäler* (= USp) のNr. 77文書として公刊された。それ以來，本文書は13～14世紀のモンゴル時代のウイグリスタン（pers. Ūīġūristān. トゥルファン盆地を中心とする天山山脈東部地方）における稅制や佛教社會に關する重要資料として言及・引用されている。しかし，從來の研究者はもっぱらUSpの校訂案に依據するか，あるいは部分的な引用・檢討に終わっており，文書全體の內容

論文10

やその機能的側面の把握・説明，さらには文書の歴史的背景の再構成や分析も不充分である。

本稿では，まずU 5330文書について再校訂案を提示し，それに基づいて本文書の機能・性格に對する從來の諸先學の誤解を訂正する。その上で，本文書が作成される歴史的背景としてのモンゴル時代のウイグル農民と佛教教團をめぐる諸相の剔出を試みる。

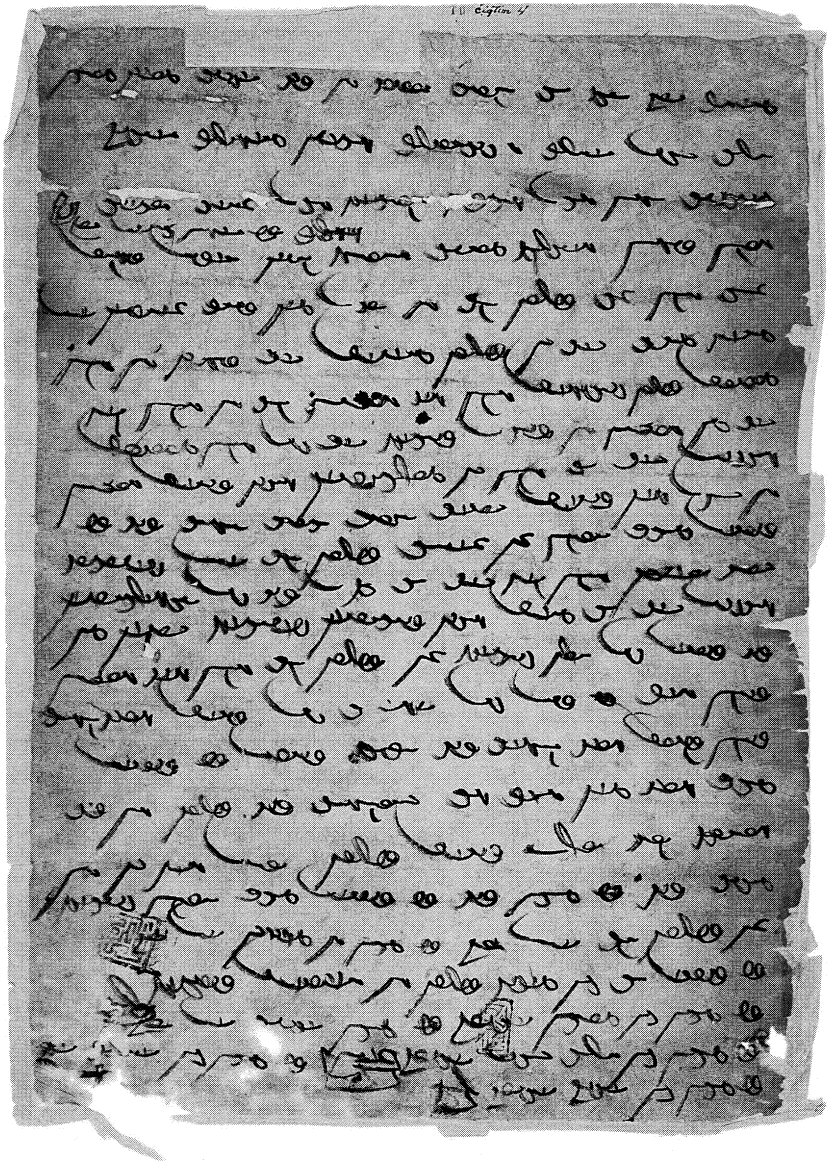
1．U 5330文書の再檢討

(1) テキスト・和譯・語註

U 5330文書はT II Čiqtim 4という出土地番號を有するから，1904～1905年にかけて派遣されたドイツ第2次探檢隊により，トゥルファン盆地の主邑高昌(Qočo) から東方約100kmに位置するチクティム遺跡（Čiqtim > chin. 七克臺）で獲得されたものである。筆者が實見したところ，原文書の紙寸は30.7cm×43.4cm，紙色はGrisâtre ～ Beige Clair，細かい漉き縞 (9-10 lines / cm) のある中上質～上質紙。寫眞複製［**圖版1**］からも明瞭なように本文書は草書體で書かれ，印記にはタムガ印（tamγa, 印章・印鑑）だけでなくニシャン印（nišan, 略花押）の語をも用い，またカラン稅 (qalan) の語が在證 (attest) されるから，確實にモンゴル時代に比定される(1)。さらに森安孝夫は，U 5330文書がその他の3件のチクティム出土文書 (U 5243 = SUK WP01; Mannerheim No. 2 = WP02; Mannerheim No. 4) と共通の歴史的背景を有することを論證し，これらをイキチ文書群 (Ikiči group) と總稱した [Moriyasu 2002, pp. 156-162]。このうちSUK WP01, WP02の2件は，すでに梅村坦 [1977a, pp. 016-018, 024-026] により，モンゴル時代それもモンゴル皇帝のトゥルファン地域支配がより強力であった13世紀に年代比定された。從ってU 5330文書も同時代つまり13世紀に比定することができる。

(1) IUCD, p. 104. また書體や特徴的語彙などウイグル文書の時代判定に關する指標については，cf. 森安 1994, pp. 63-69.

論文10



圖版 1　U 5330 (TII Čiqtim 4)

Depositum der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften, in der Staatsbibliothek zu Berlin-Preussischer Kulturbesitz, Orientabteilung.

論文10

U 5330 文書の校訂テキスト・譯註は，Radloff [USp] と李經緯 [1996, pp. 227-230] により提示されている。ただし李經緯のテキスト・中文譯は Radloff 案をほぼ踏襲するものであり，實質的には Radloff のテキストが唯一のものといえる。以下には，筆者の原文書調査に基づく再校訂テキストを和譯・語註とともに提示する。本稿でのウイグル語轉寫は翻字と標準的發音表記とを折衷した SUK 2 の方式におおむね準據し，その他の諸言語については慣用の方式に從う。原文書の破損缺落や和譯に關しては拙稿 [松井 1998b, p. 13] の凡例により，和譯中の丸數字は原文書の行數に對應する。

【テキスト】

1 tqïγu yïl aram ay altï otuz-qa biz ikiči toyïn tuγma
2 aḍay yanga ïndu (.) kimqo'du šamič tayšïdu ingäl
3 mingiči äsän qy-a sambo*q* altmïš qy-a čqïr umïčï
4 sisidu bu nišan mäning ol
5 qulan basana qïngdam torčï aṭaš lačïn yipäk bašlap
6 č‹ï›γay qalan-čï bodun-lar-qa oza-tïn bärü čïqtïn-nïng
7 tarïγ tar‹ï›r yir-in bodun tarïnïp yir baš-ïn-γa qalaṅ
8 tutup bodun kingäšip qalan-sïz quvraγ-lar-qa qalan-lïγ
9 yir-tä quvraγ-qa birẓä birmiš yir-kä qalan tuḍup
10 sanggik yir-ni qalan-ïn tuḍmatïn sngïn birip quvraγ-
11 -qa yaq-a-sïn birip yorïr ärti ạmtï ärsär biz bu
12 bitig-täki atlγ-ča čïγay bodun-lar-nïng küčümüz
13 yoq üčün qalan-lïγ yir-ni m-ä biz-kä ärksidmätin
14 sanggik yir-ni tarïp sngïn birmätin küčämiš yolïn-ta
15 biz bitig-kä aḍ kirmiš-čä bodun-lar qalan-sïz quvraγ
16 birlä qayu {P'} bäg-kä iš-i-kä barïp sözläsär
17 birlä bolup sözläšir biz apam birök bu bitig-
18 -täki söz-tin qayu-sï yatlasar biz bodun-qa bɨr
19 soqum-luq ud birip bodun-nung qïn-ïn-γa

論文10

20 tägär biz · bu tamγa biz bu bitig-täki atlγ kirmiš-

21 -čä bodun-lar-nïng ol bu tamγa män toyïn-nïng ol

22 bu bitig-ni män tigin bodun-qa ayïtïp bitimiš

23 bu tamγa män tuγma-nïng'ol bu tamγa ikiči-ning ol

24 bu tamγa män aḍay yanga-nïng'ol bu tamγa män ïn*d*u-nïng'ol

25 bu tamγa män ingäl-ning'ol

v 26 bičin

v 27 bodun bitigi ol

【和譯】

①鶏年正月二十六日に。私たちイキチ，トイン，トゥグマ，②アタイ=ヤンガ，インドゥ，キムコドゥ，シャミチ，タイシドゥ，インゲル，③ミンギチ，エセン=カヤ，サムボク，アルトミシュ=カヤ，チャキル，ウミチ，⑤クラン，バサナ，キングダム，トルチ，アダシュ，ラチン，イペクをはじめとする⑥貧しいカラン税負擔者たる人々へ。以前からずっと，チクティムの⑦穀物を耕作する田地を，人々が耕して，その田地に基づいてカラン税を⑧支拂っていたが，人々が協議して，カラン非課税の僧衆たちに，カラン税のある⑨田地から（その一部を）僧衆に與えたので，與えた田地についてのカラン税を支拂い（支拂わず（？））⑩寺産の田地を（耕作して）そのカラン税を支拂うことなく，その地税を支拂い，僧衆⑪への小作料を支拂って暮らしていた。今となっては，私たち（卽ち）この⑫文書中に名前があるような私たち貧しい人々たちの力が⑬ないため，カラン税のある田地も私たちに管理させず，⑭寺産の田地を耕作してもその地税を支拂わず，力をふるったことに關して，⑮私たち（卽ち）文書に名前を記入した人々たちは，カラン非課税の僧衆が⑯一緒にいかなる官吏のところへ行って告げようとも，⑰一緒になって私たちは相談しあう。もし萬一，この文書⑱中の言葉から，何であろうと私たち（の誰か）が逸脫すれば，人々に１（頭の）⑲屠殺用の牛を與えて，人々の刑に⑳私たちはあたる。このタムガ印は，私たち（卽ち）文書中に名前を記入した㉑ような人々たちのものである。このタムガ印は私トインのものである。㉒この文書を，私ティギンが

論文10

人々に口述させて書いた。㉓このタムガ印は私トゥグマのものである。このタムガ印は私イキチのものである。㉔このタムガ印は私アタイ=ヤンガのものである。このタムガ印は私インドゥのものである。㉕このタムガ印は私インゲルのものである。④シシドゥ，このニシャン印は私のものである。

［裏面］㉖猿　　㉗人々の文書である。

【語註】

1-5: この文書冒頭部にみえる人名を Radloff [USp]・Arat [ETHV] は17名とし，後に Zieme [1980, p. 215] は21名と訂正した。さらに森安は，イキチ文書群との比較から Radloff の人名轉寫案について訂正を加えつつ，22名と數え直した [Moriyasu 2002, p. 160]。次註 **1** から筆者は23名と改め，またいくつかの人名轉寫について代替案を掲げる。

1, ikiči toyïn: 從來この 2 つの人名要素は 1 人の人名を構成すると考えられてきたが，lines 21, 23 で別々に記名押印していることから，2 人の人名とみなすべきである。

2a, ïndu: ～ mo. Indu ～ Hindu ＞ chin. 忻都～欣都～印突。

2b, kimqo'du: ～ Kimqodu ＜ chin. 金剛奴。Radloff は Kimättü と讀み，森安は Kimvurdu と改めたが [Moriyasu 2002, p. 160], tqïγu (line 1)・soqum (line 19) と比較すると第 4 字は -X- と判讀できる。

2c, ingäl: SUK WP01 (line 21) で Ingä と讀まれた人名を，本處の Ingäl と同一人物とみなして訂正すべきことは森安の指摘通りである [Moriyasu 2002, p. 161 & n. 20]。ただし WP01 で森安が語末の -L 字の殘畫とみなした部分は，文書を實見したところ紙の纖維屑であって文字ではない。

3, samboq: ＜ chin. 三寶 **sâm-pâu* [Kara 1991, pp. 130-131]。

4: この記名・捺印は本來 line 20 以下に配されるべきところ，充分な餘白が無いために本處に書かれたものである [USp, p. 132]。

5a, qïngdam: 森安 [Moriyasu 2002] は Qïčïdam と轉寫したが，筆者は Radloff の解讀案を支持する。おそらくは漢語人名の音寫であろう。

5b, aṭaš, lačïn, yipäk: この 3 つの人名を Radloff は翻譯していない。

論文10

6a, qalan-čï: 周知の通り，カラン税 (qalan) はモンゴル帝國によって支配下各地域に導入された税目である(2)。qalan と職掌を示す接尾辭 -čï [ATG, §47; OTWF, §2.75] から構成される qalančï という術語は SUK Sa09 (line 3) および Mi20 (= USp 14, lines 8, 10) にも在證される。これらの用例を小田壽典は "*qalan* tax collecter" と解釋し [Oda 1992a, p. 39]，SUK 編者もこれを採用して「カラン收稅吏」という譯を與えた。しかしながら，本文書の qalančï は文脈から明らかにカラン稅を負擔する立場にあると思われ，筆者は「カラン稅負擔者」とする從來の說 [USp; Тихонов 1966, p. 198; 小田 1990, p. 24] を支持する(3)。

6b, oza-tïn bärü:「以前からずっと」。Radloff は oza を地名としたが，すでに Clauson により訂正された [ED, p. 356]。

6c, čïqtïn: Uig. Čïqtïn は現在の地名チクティム (Čiqtim) に對應する。本處の Čïqtïn を Radloff は čirtin と轉寫し，李經緯もこれに從うが，すでに Zieme [1982, p. 266] により訂正された。筆者はすでにこの地名 Čïqtïn が SPF 所藏の SI O.39 (lines 12, 20) にも在證されることを確認している(4)。

城市としてのチクティムは唐代に設けられた赤亭 (**tś'i̯äk-d'ieng*, GSR 793a + 833h) 鎭に由來する。982～984年にかけて西ウイグルを訪れた宋使の王延德は，チクティムを澤田 (**d̂ɒk-d'ien*, GSR 790o + 362a) と音寫している [Moriyasu 2002, p. 169]。ウイグル語の čïqtïn という形式は，語末鼻音を缺いている點で，王延德の傳える澤田という形式に對應するといえる(5)。現代の Čiqtim という形式は Čïqtïn からの異化により生じたものであろう。

(2) 本稿第 2 章(3)も參照。なお qalan が契丹語に由來し，ウイグル語にも西遼支配下で浸透したという Schurmann [1956, pp. 337-339] の推測には從えない。Cf. 本田 1961 ＝本田 1991, p. 297; IUCD, pp. 149-151.

(3) なお Erdal は qalančï を「カラン稅を支拂う代わりに國家のために農作業に從事する者 (somebody who does agricultural work for the state instead of paying the *kalan* tax)」と解釋するが [OTWF, p. 112]，本文書中の qalančï たる農民たちが置かれていた特殊な狀況［本章第(2)節・本稿第 2 章を參照］に對する歷史學的考察を缺いており，從えない。

(4) Cf. Moriyasu 2002, p. 158. この地名を Malov [URD, pp. 140-141] は Činatun と誤讀している。

(5) ただし明初期の陳誠が Čiqtim を赤亭と呼んでいることにも留意すべきである。『西域行程記・西域番國記』中華書局，1991, p. 36.

論文10

7a, tarïr: ＜ tarï-「作付けする，耕作する」。Zieme [1982, p. 266] の轉寫に従う。

7b, yir baš-ïn-γa qalan tutup: 本處の baš「頭，元，はじめ」は解釋困難である。Radloff は本處を “zahlt für jedes Stück Land dem Kalan” と譯したが，Zieme [1982, p. 266] は “hat dem Oberhaupt (?) des Bodens die Bodensteuer gezahlt (?)” とし，yir baš を「土地の地主」と試譯した。一方，「土地にもとづいてカラン税を負った」と解釋すべきという小田 [1990, n. 16] の提案は，Radloff の舊譯を支持するものといえる。そもそもカラン税は「地主」ではなく公權力に納入されるものであるから，筆者も Radloff・小田を支持する。

8, quvraγ: Uig. quvraγ「集團，衆」は skt. saṃgha “a monastic community” の對譯として頻用される [ED, p. 585]。本稿では「僧衆」と譯す。Radloff は本文書中にみえる quvraγ を全て quvaq ～ qubaq ～ quwaq と誤讀し，これを「賦役勞働の課される田地 (Land, auf dem Frohnsdienste liegen)」と解釋した。Тихонов はこの Radloff 説に基づいて quvaq に關する專論 [Тихонов 1964] を著したが，すでに Clark [IUCD, p. 104] により完全に論破されており，いまだに Radloff 案に據る李經緯 [1996, p. 228] の解釋も無意味である。

9a, birmiš yir-kä qalan tuḍup: 直譯すれば「(佛教寺院に) 與えた (＝寄進した) 田地についてカラン税を支拂って」となるが，それでは寄進者たちは從來のカラン税に加えて，佛教寺院に賦課される地税 (sang) [語註 **10b** 參照] や佛教寺院への小作料 (yaqa) までをも支拂う義務を負ったことになる。これではカラン非課税の寺院に田地を寄進した意味がない。全くの臆測であるが，本處の qalan tuḍup は qalan tuḍmatïn「カラン税を支拂わず」の誤記ではなかろうか。

10a, sanggik yir-ni: sanggik (～ sangik) ＜ sogd. snk'yk ＜ skt. sāṃghika “belonging to saṃgha” [Laut 1986, p. 145]。本文書では「寺產」と譯す。なお本處では，後に tarïnïp「耕作して」の一句を誤脱しているものと推測する。

10b, sngïn: Line 14 にも在證される。Radloff は säkin と轉寫しつつも不明語とした [USp, pp. 131-132, 291]。DTS [p. 494] は Radloff の轉寫を採用しつつ，文脈から税の一種と推測し，李經緯 [1996, pp. 227-230] もこれに從っている。

論文10

しかし筆者は，この語は sng ～ s‹a›ng ～ sang に對格語尾 -ïn が接續したものと確信する。Uig. sang (～ tsang) は chin. 倉 **tsang* の借用語であり「倉，くら，倉庫」を意味するが [ED, p. 555]，轉じて「倉に收められる穀物現物，倉糧」をも意味することは，BBAW 所藏のウイグル語斷片 Ch/U 7327 の用例（[] küri birlä bir šïγ iki küri sang-nï qočo-ta sang-qa quḍzun「……の斗マスで（計量して）１石２斗の sang を高昌の倉に注入（＝納入）せよ」）から指摘した［松井 1997, pp. 30-31 & n. 5］。さらに本 U 5330 文書では，佛教教團に納入される yaqa「小作料」［山田 IV, pp. 141-143; 森安 1991, pp. 82-83］と sang とは明らかに區別されている。一方，元代蒙漢合璧命令文には mo. sang (＜ uig. sang ～ tsang. パクパ字表記では caṅ) が「倉糧」さらには「地稅」と漢譯される例が頻見するから，本文書の sang も，佛教教團に寄進した田地に對して公權力が賦課する「地稅」と解釋できる。つとに亦鄰眞は sang の原義「倉」と漢譯の「地稅」との意味上の差を問題とし，稅糧を意味する sang がモンゴル政權發行の命令文以外の一般的モンゴル語資料中にみえないことに注意した［亦鄰眞 1963 ＝亦鄰眞 2001, pp. 147-148］。その點，ウイグル語文獻ではあるが本文書および上揭 Ch/U 7327 の在證例は貴重である。

11, ärti ạmtï: Radloff が atï matï と讀んでキルギス語の аты маты に關連づけたのは誤り。本處の ärti (v. är-) は先行の yorïr (＜ v. yorï-)「通る」が過去の習慣となっていたことを示し [ATG, §§242.1, 243.2]，現在の狀況を示す後續の ạmtï ärsär「今では，今となっては」と對照される。

13, ärksidmätin: Radloff は äksidmätin (＜ v. äksid- ～ ägsüt- “to diminish, curtail, reduce.” ED, p. 117)「減らさず」と解讀したが，第２字は確實に -R- と判讀できる。これまで古ウイグル語辭典に ärksid- という形式は採用されていないが，その一方で ärksin-「權力をもつ，支配する，統治する，管理する；自由である，自在である」という形式が知られる [ED, p. 227; UW 6, pp. 441-443]。この v. ärksin- は uig. ärk「力」から派生した v. *ärksi- の再歸形と推測されており，やはり佛教教團が寺產としての田地を管理する文脈でもしばしば在證されている［トゥドゥム=シェリ (Tudum šäli) 修寺碑＝耿世民 1981, lines 19-20; U 5317 ＝ Zieme 1981, Text A, lines 25-33; U 5319 ＝ Zieme 1981,

論文10

Text B, lines 9-12]。おそらく本處の ärksid- も *ärksi- の使役形と解釋してよく，かりに「管理させる」と譯す。

14, küčämiš yolïn-ta: küčämiš ＜ v. küčä-「壓迫する，暴力をふるう」[ED, p. 695]. Radloff [USp, p. 132] は本處を “auf gezwungenem Wege” ＝ “zwangweise” と譯したが，訂正すべき。Uig. yol「道」に 3 人稱位格語尾が接續した yolïn-ta (～ yol-ïnta) は「～について，～に關して」を意味する [USp, p. 212; 護 1960, pp. 37-38; Arat 1965, pp. 267-268; 梅村 1990, p. 429; SUK 2, p. 304]。

15, aḍ: 本處の aḍ (～ at)「名前」は，まず ”T と書かれた後に末字の -T が -D に書き改められている。そのため，Radloff は uda (＜ v. ud- “to follow”) と誤讀した。

15-17: Radloff は本處を “mögen sie frei vom Kalan mit dem Kuvak zu den verschiedenen Begen an die Arbeit sich begeben. Dass es derartig geschehe, ist unsere Rede” と翻譯したが，訂正すべき。Radloff が “Arbeit” と譯した iš-i ～ iši は bäg との二詞一意 (hendiadys) で「官吏」の意 [cf. SUK 2, p. 247]。また Radloff は line 17 の sözläšir (aolist ＜ v. sözläš-)「相談する」を sözlä-「話す」の假定形 sözläsär とみなしつつ “Dies beweist, dass noch spät die Verbalform auf *-sär* als Participium verwendet wurde, wörtlich heisst es hier: ‘der Rede gemäss seiend reden wir’.” と注記したが [USp, p. 132]，これも訂正すべき(6)。

18, yatlasar: yat「外」から派生した v. yatla- について，Clauson は “to treat as a stranger” の譯を與え，本處の用例を「拒否する，拒む (repudiate)」とするが [ED, p. 890]，筆者は Radloff の舊譯「逸脫する (abweichen)」に從う。

19a, soqum-luq ud: soqum は「屠畜 (Schlachtvieh)」の意 [Wb IV, p. 522; ED, p. 811]。Radloff は suqumluq äbäḍ と轉寫しつつ一種の刑罰と推測するにとどまったが [USp, p. 132]，字形からは明らかに訂正できる。SPF 所藏の SI Kr IV 638 (line 162) にも「屠殺用の牛 (soqum-luq ud)」が賣買されている例がみえる [Clauson 1971, pp. 190, 194; 梅村 1987, p. 51]。

(6) 李經緯 [1996, p. 227] は文末の sözläšir を正しく轉寫したが，それまでの文脈を誤解している。

論文10

19b, qïn: この qïn ～ qïyn は特に「刑，肉體刑」を意味し，qïzγut「罰，罰物，罰金」とは區別される［森安 1991, p. 88］。

21, män toyïn: 森安は本處の人名を Qan Toyïn と讀み，SUK WP01 (line 22) に現われる人物に同定した [Moriyasu 2002]。しかし本處の Toyïn は line 1 と同一人物に相違ない。確かに män の語頭字は X- のようにもみえるが，誤記とみなす。

26, bičin: 本文書の筆記者ティギン (line 22, Tigin) は，一旦はこのウラ面に書き始めたものの，鷄 (taqïγu) 年とすべきところを誤って前年の猿 (bičin) 年と書いてしまったため，あらためて反對面つまり現在のオモテ面に書き直したのであろう。

(2) 文書の內容分析

前節にみたように，Radloff による校訂テキストには少なからぬ誤讀・誤解が見受けられた。その多くは當時の學問水準ではやむを得ないものであるが，現時點では Radloff の校訂テキストに全面的に依據することはできない。

ところで，U 5330 文書は，Radloff 以降の研究者によっても言及され，その文書內容についてさまざまな解釋が提示されている。

まず Arat は本文書を「人々・共同體に關係する文書」と定義し，その內容を「共同體にとって 2 種類の稅を負擔することが困難となったので，彼らは17人の頭目のもとに集まり，官僚に同種のものを支拂うことを約束する。彼らは貧しいため同時の 2 種類の稅を支拂える狀態にない」と說明する [ETHV, p. 16]。しかし，この Arat の文書解釋は，明らかに Radloff の校訂テキストとくに lines 15-17 に對する誤解［語註 **15-17** 參照］を引き繼ぐもので，もはや從えない。

一方 Clark は，本文書について「“貧しい qalančï の人々”により作成された不明瞭な種類の契約であり，彼らはカラン稅を負擔しない宗教教團と彼らとの間に起こった紛爭について訴えている。この文書中に記された發效過程は本質的にウイグル法律文書とは異なり，また公權力への一般的な嘆願書の文言とも異なっている。US 77［= U 5330 文書：筆者］と US 88［= U 5317 = Zieme

論文10

1981, Text A: 筆者] はウイグル文獻の中でも獨特の形式の文書である」と述べる [IUCD, p. 198]。ここで Clark が「一般的な嘆願書」というのは，おそらくチャガタイ=ウルス (Čaγatai-ulus) 當主トゥグルクテムル (Tuγluγ-Temür) への免稅嘆願書 (U 5282 ＝ Arat 1937) や，男奴隷ピントゥングの嘆願書 [小田 1992b] を念頭に置くものであろう。とはいえ，Clark は本文書を「人々」が「紛爭について訴えている」文書(7)と定義する一方，どこで，またどのように彼らの訴えが處理されたかという點については具體的な說明を避けており，文書全體の解釋は不十分とせざるを得ない。

その他，Тихонов [1966, pp. 17, 197-198] は，本文書 (line 19) の「人々の刑 (bodun-nung qïn)」という表現と，その法規制慣行に着目しつつ，本文書を「共同體の誓書 (обязательство общины)」と呼んだ。しかし Тихонов の解釋もやはり全面的に Radloff の轉寫テキストに依據したものであり，特に文書中のいくつかの術語や文書の年代比定においては根本的な誤解を冒している [IUCD, pp. 103-104]。楊富學 [1990, p. 20] は本文書を「稅役協議書」と定義しているが，その「協議」の內容と結果については說明を缺く。上述のように，ほぼ全面的に Radloff 校訂テキストを踏襲する李經緯 [1996, pp. 227-230] の「有關捐稅與勞役的協議書」という要約も，楊富學と同樣に不十分である。

しかし筆者の再校訂，とくに從來不明とされた部分が「地稅 (s‹a›ng)」(lines 10, 14)・「屠殺用の牛 (soqum-luq ud)」(line 19) と解讀されたことにより，U 5330 文書のほぼ完全なテキストが提示される。これに基づけば，本文書の內容は以下のように要約できる。

Line 1: 年月日。

Lines 1-6: 本文書の作成者の名前の列擧。彼らは line 6 で「貧しいカラン稅負擔者の人々」と總稱され，これに後續する與格語尾 -qa は，本文書の內容が彼ら作成者自身に周知されるべきものであることを示す。

(7) Zieme [1980, p. 215] や森安 [Moriyasu 2002, p. 158] が本文書を「チクティムの村落住民の嘆願書 (Klageschrift; Petition)」と呼ぶのも，Clark の分析を敷衍したものであろう。

論文10

Lines 6-11: 彼らカラン税負擔者たちの過去の狀況についての說明。彼らは，カラン非課税の佛教教團 (qalan-sïz quvraγ) に，自身の農耕地の一定部分を寄進していた。寄進された耕地は從前通り彼らによって耕作され，また寄進された耕地に賦課される地税 (sang) も彼らが負擔した。また彼らは佛教教團にも小作料 (yaqa) を支拂っていた。

Lines 11-14: しかし現在は狀況が變わり，彼らカラン税負擔者たちは力 (küč) を失い，これ以上の經濟的負擔に堪えられなくなった。そこで彼らは所有の耕地を放棄してカラン税を負擔せず，佛教教團に寄進した耕地のみを耕作することとし，さらに教團の代わりに地税を支拂うことも拒否した。

Lines 15-17: この實力行使に關して，佛教教團が公權力に訴え出ても，彼ら文書作成者たちは連帶して對應する。

Lines 17-20: この文書內容に違反した際の罰物額と刑の取り決め。

Lines 20-25: 署名・印記および書記名。

Line v27: 文書の「タイトル」。

この要約からは，本文書は，以前に佛教教團に耕地を寄進していた「貧しいカラン税負擔者」である農民が，經濟的困窮からその耕地を實力で奪い返し，その結果として豫想される佛教教團あるいは公權力との紛爭に備えて作成した「盟約」と判斷してよい。違反者・脱退者に對する刑罰の明記 (lines 17-20) も，盟約を強固にするためのものであろう。その意味では，正確な文書內容理解を伴っていないとはいえ，Тихонов の「誓書」という解釋自體は，單に「嘆願書」や「協議書」とする所說に比べて妥當であったといえる。

2．ウイグル農民と佛教教團をめぐる諸相

本稿で提示した U 5330 盟約文書の再校訂テキストは，モンゴル時代ウイグリスタン社會史の再構成にむけ，あらたな材料を提供する。以下，本章では，U 5330 盟約文書の內容を既公刊・未公刊のウイグル語・モンゴル語文書と比

論文10

較檢討することで，特にウイグル農民・佛教教團が負擔した稅役の問題を中心に，その歷史的背景を考察したい。

(1) 佛教教團の免稅特權

漠北時代にマニ教を受容した遊牧ウイグル帝國の支配層は，9世紀後半に東部天山地方に西遷して西ウイグル國を建國した後も，しばらくはマニ教信仰を維持した。彼らの佛教への改宗・轉向は10世紀初頭～11世紀初頭にかけてのことである。この時期には，西ウイグル支配層により舊來のマニ教寺院が破壞され佛教寺院に改築されるという事態も現われていた［森安 1991, pp. 147-158］。西曆1019年に西ウイグル支配層が作成したウイグル文棒杭文書 (MIK III 7279, lines 10-11) には čandradas varxar sängräm etgäli unandïmïz「Candradāsa 寺院を建てることに私たちは同意した」という文言がみえ [Moriyasu 2001, pp. 183-190, 193]，また BBAW 所藏の U 5320 文書 (＝ USp 92 ＝ Sertkaya 1999, Mektup 1) でも西ウイグルの公主 (Qunčuy) が佛教寺院を經濟的に支援するよう命令を發しており[8]，西ウイグル支配層が積極的に佛寺を建設・經營したことが知られる。さらに，西ウイグル期にムルトルク阿蘭若 (Murutluq aryadan) に與えられた2件のウイグル語特許狀 (U 5317, U 5319 ＝ Zieme 1981, Texts A, B) [9]は，より直接的に，西ウイグル政權がトゥルファン地域の佛教教團に

(8) なお Sertkaya [1999, pp. 240-241] は文書の內容を說明する裏面の1行を utčï ulaγïnta uḍ alγu b[itig] “sığırtmaç atındaki sığır alma mektubu” とするが，筆者は otčï uluγïnta ot alγu bi*tig*「草匠の長から草を受領する文書」と改める。オモテ面本文では佛教寺院への麥ワラ (saman) 迭納に言及しているからである。この文書は半楷書體で書かれており，明らかに西ウイグル時代に屬する。

(9) Clark は U 5317 (＝ Zieme 1981, Text A, lines 47-48) の tuta turγu bitig yrlq「保持し續けるべき詔書」という表現をモンゴル語の barïǰu yabuγayi ǰarliγ の透寫語 (calque) とみなし，この文書をモンゴル時代に比定した [IUCD, pp. 197-198]。Zieme [1981, pp. 238-240] もこれを敷衍して1259年という絕對年代比定案を提示する。しかし，U 5317 (line 41) には相對的に古い時代の指標である quanpu「官布」の語［森安 1991, pp. 52-54; 森安 1994, pp. 69, 82-83］がみえる。また U 5319 (＝ Zieme 1981, Text B) は書體や官印の銘文から確實に西ウイグル時代に比定されるが［森安 1991, p. 134, n. 17］その line 16 にも tuta turγu bitig「保持し續けるべき文書」という表現が在證される。從って，この表現をモンゴル語からの透寫語として U 5317 をモンゴル時代に比定した Clark 說はそのままには許容できない。確か

論文10

免税特權を與えたことを示す。

13世紀初頭，西ウイグル國はチンギス=カン (Činggis qan) 率いるモンゴル帝國に臣從した。チンギス以來の歷代のモンゴル皇帝・モンゴル政權が佛敎をはじめ道敎・キリスト敎・イスラーム・儒敎などの宗敎敎團にしばしば免稅・免役特權を付與したことは周知の通りである。このチンギス以來の宗敎敎團優遇策が14世紀初頭以降のウイグル佛敎敎團にも適用されたことは，チャガタイ=ウルス發行モンゴル語免稅特許狀 (Mz 653 = BTT XVI, Nr. 69; cf. 松川 1995, pp. 115-116) から知られていた(10)。さらに，13世紀すなわちチャガタイ=ウルス支配期以前に屬する我々の U 5330 盟約文書でも，佛敎敎團は「カラン非課稅の僧衆 (qalan-sïz quvraγ)」と呼ばれている。これを上揭の諸例と併せ考えれば，11～14世紀を通じてウイグル・モンゴル諸政權は佛敎敎團に免稅特權を付與して優遇したことが確證される。

(2) 佛敎敎團と地稅

ただしモンゴル帝國は，前節に述べたような宗敎敎團に對する免稅特權を，無制限に認めたわけではなかった。第 5 代皇帝クビライ (Qubilai) 治世の中統 5 年（1264）正月，中書省の「已前，成吉思皇帝 (Činggis qan) の時は，いかなる種類の人々でも，およそ田をたがやす者はすべて各々地稅を納める外，佛僧・道士・ネストリウス敎士（也里可溫 < mo. erke'ün）・ムスリム識者（答失蠻 < dašman < pers. dānišmand）についても，田をたがやす者には地稅を納めさせ，商業を營む者には商稅を納めさせ，その他の差役は免除していた。その後，哈罕皇帝（Qaγan = 第 2 代皇帝オゴデイ (Ögödei)）の聖旨 (mo. ǰarliγ) でもまた這般に行なわせた。谷由皇帝 (Güyüg qan) より今に至るまで，佛僧・道士・ネスト

に U 5317 は相對的に新しい時代に屬する半草書體～草書體で書かれるが［森安 1991, p. 135］，U 5319 のような官印がみえないので，おそらく西ウイグル期の文書を後代に書寫した複製・控えの類と筆者は推測する［cf. 松井 1998a, n. 12］。

(10) BTT XVI, Nr. 69 文書の發令者や絕對年代は不明であるが，文書に捺された圓印にはいわゆる「チャガタイ紋章」が見え，チャガタイ=ウルスにより發行されたことは確實である［Franke 1962, p. 409; Franke 1977, pp. 34-36］。チャガタイ=ウルスによるウイグリスタン實效支配の開始が西曆1320年代後半から1330年前後を劃期とすることについては拙稿［松井 1998b, pp. 9-10; 松井 2003, p. 57］を參照。

論文10

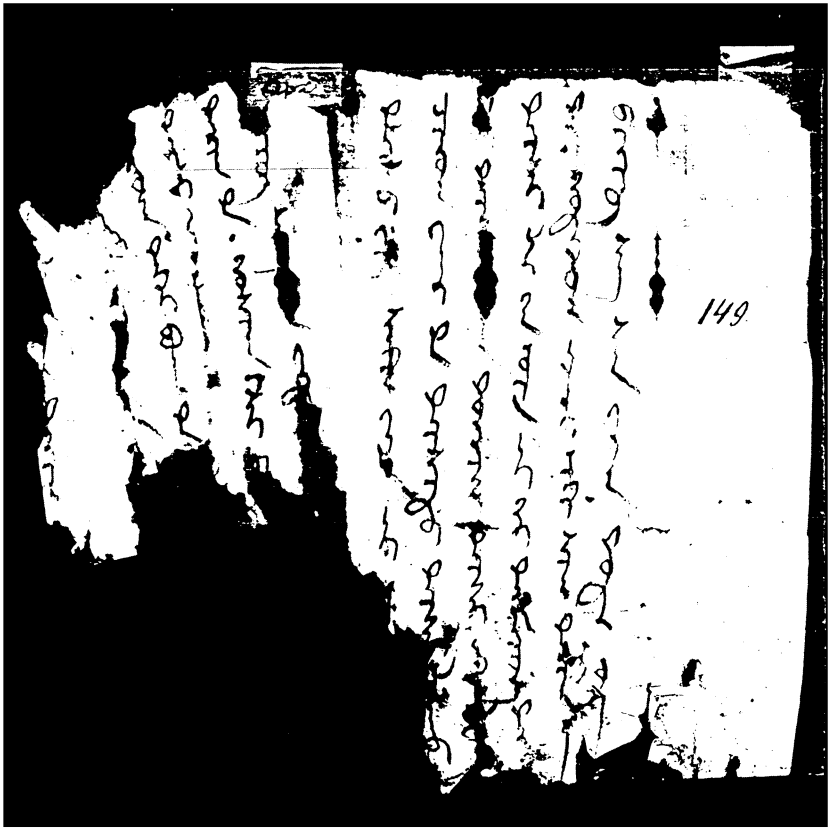
リウス教士・ムスリム識者は地税・商税を納めていない。まさに以前の通りに徴税すべきである」という上奏をうけ，クビライは「成吉思皇帝・哈罕皇帝の聖旨の體例により，佛僧・道士・ネストリウス教士・ムスリム識者・儒者の田をたがやす者には地税（白田は畝ごとに3升，水田は畝ごとに5升）を，商業を營む者には商税を納めさせよ」という命令を發した（『通制條格』巻29, 9a-9b, No. 631.『元典章』巻24・戸部10・租税・納税・種田納税の條はほぼ同文）。これ以降の大元ウルス (Dai-Ön yeke Mongγol-ulus) 政權は，宗教教團への差發・差役は引き續き免除しながらも，農耕地には地税を，また商業を營んだ場合には商税 (tamγa) を賦課する方針をとった[11]。至元13年（1276）に接收された舊南宋領＝江南地域でも，宋代から所有していたか，あるいはモンゴル政權から賜與された田土については免除されたものの，それ以外の新規獲得の田土については地税が賦課された[12]。モンゴル皇帝・支配層は，この宗教教團への地税・商税賦課がチンギス・オゴデイ以來の原則を踏襲するものと繰り返し強調するが[13]，すでに陳高華 [1981 = 1987, p. 375] が看破したように，おそらくは中統5年當時のアフマド（Aḥmad > 阿合馬）ら財政官僚による政府收入增加策を支援するため，宗教教團への課税開始をチンギス・オゴデイ時代に遡らせたものであろう。成宗テムル (Temür) 時代の元貞元年（1295）乙未閏4月にも宗教教團への地税

⑾ 『元史』世祖本紀，中統4年（1263）12月「也里可溫・答失蠻・僧・道種田入租，貿易輸税」；同，至元元年（1264）正月癸卯「儒・釋・道・也里可溫・達失蠻 (dašman) 等戸，舊免租税，今並徴之」；同巻93・食貨志・税糧「（中統）五年（1264）詔僧・道・也里可溫・答失蠻・儒人凡種田者，白地每畝輸税三升，水地每畝五升」；『通制條格』巻2, 2a-19b, No. 2「至元八年（1271）……一，答失蠻・迭里威失（< pers. darvīš）戸，若在回回寺內住坐幷無事產，合行開除外，據有營運事產戸數，依回回戸例收差。……一，隨路諸色不當差人戸，除軍站戸限地外，照依累降聖旨，種田納地税，買賣納商税」。

⑿ 『元史』巻93・食貨志・税糧「至元二十八年（1291）又命，江淮寺觀田，宋舊有者免租，續置者輸税」。

⒀ 亦鄰眞 1963 = 亦鄰眞 2001, pp. 147-148;『通制條格』巻29, 8a-9a, No. 630（己丑年＝至元26年（1289））；同，9b-10b, No. 632（至元29年（1292）12月18日）；同，11a-13b, No. 634（大德8年（1304）4月初5日）；同，13b-14b, No. 635（皇慶元年（1312）4月17日）。なお大藪正哉 [1972 = 1983, p. 13] が上掲『通制條格』No. 630 の「己丑年」をオゴデイ元年（1229）に比定するのは誤り。岡本敬二（編）『通制條格の研究譯註』第3巻，國書刊行會，1976, p. 224; 方齡貴『通制條格校注』中華書局，2001, p. 717.

論文10



圖版 2　SI Kr I 149
（財）東洋文庫提供

・商税賦課の原則は再確認され，後に「羊兒年體例」と稱された（『元典章』卷24・戶部10・租税・僧道税・僧道租税體例；『通制條格』卷29, 5b-6b, No. 625）。そこでは「チベット（Töbüd ＝ chin. 西番）・北中國（Qitay ＝ chin. 漢兒）・ウイグル（Uyγur ＞ chin. 畏兀兒）・雲南の各地域にいる佛僧・ネストリウス教士・道士・ムスリム識者たちは，擬すらくは，元貞元年正月以前からは，これまで地税を納めていない耕地はすべて税を免除する。今後あらたに獲得した土地や，また影占した土地については，例に依って税を徴収する」とも述べられており，宗教教團に地税納入を義務づける大元ウルスの方針がウイグリスタンにも適用さ

論文10

れたことが判明する。

そして我々のU 5330盟約文書は，ウイグル佛教教團が，寄進により獲得した田地への地税 (uig. sang) を實際に負擔していたことを明證する。同様にウイグル佛教教團の地税負擔を示すウイグル文書として，SPF所藏の主穀（＝小麥）[14]供出命令文書SI Kr I 149を以下に檢討する。この文書はほぼ同質（紙色はChamois α，漉き縞 (7 ～ 8 / cm) のある中質のライスペーパー）の3枚の文書 (A～C) を連貼したものであり，連貼された狀態の紙寸は16.5 × 18.0 cmである。寫眞複製［**圖版2**］からも明らかなように，本文書は草書體で書かれており，ほぼ確實にモンゴル時代に比定される。

【テキスト・和譯】

		[missing]		[前缺]
A	1	[](…) tarïγ [	]	……主穀（＝小麥）……
		……		……
B	2	taqïγu **yïl** [	]	鷄［年第□月□日に。］
	3	**čïn**quγ tngri burxan-ta [	]	［鎭］國聖佛に……
	4	tayšï(..)[](…)[	]	大師……
	5	tarïγ-ta・qošiγ kši P [	]	主穀（＝小麥）のうち，コシグ導師が……
	6	**b**irip s*a***ng sa**n-ïnḍ**a tutzun**		供出して，地税の額に充當せよ。
		……		……
C	7	taqïγu yïl säkizinč ay [	]	鷄年第八月□日［に。］
	8	čïnquγ vaxar-ta tayšïdu tayšï alγu		鎭國寺のタイシドゥ大師，アルグ=
	9	(..)r tayšï [](…) turmïš tayši *bašlap*		……大師，……=トゥルミシュ大師をはじめとする
	10	tayšï-lar-qa üč ay-qï ṭarmačug tarïγ		大師たちへの3ヶ月分のṭarmačug主穀（＝小麥）

[14] Uig. tarïγは「穀物」一般の總稱であるが，狹義には「主穀；小麥」を意味する［森安 1991, p. 58］。

論文10

11 -ta・quḍčuγ ačari iki šïγ tarïγ H	のうち，クトチュグ阿闍梨が 2 石の主穀（＝小麥）を
12 birip sang san-ïnta tuḍzun	供出して，地税の額に充當せよ。

このSI Kr I 149本文書のB・C部分は，ともに「〈供出物件〉を供出して，sangの額（san）に充當せよ」という命令文言を有している。BBAW所藏のトゥトゥン税代納命令文書U 5284では，肉とブドウ酒を「トゥトゥン税の額に充當して（tüḍün san-qa tuḍup）」供出することが命令されており［松井 2002, pp. 97, 108-109］，SI Kr I 149文書の命令文言とほぼ並行する。U 5284文書でsan「額」に先行するtütün（～ tüḍün）は周知の税目名稱であるから，SI Kr I 149文書でsan「額」に先行するsangも單なる「倉庫，くら」ではなくU 5330盟約文書と同樣に「地税」をさすことは確實である。すなわち文書C部分は，「鎭國寺（Činquγ vaxar）」に屬する高位の佛僧（chin. 大師 > uig. tayšï）たちへの主穀（＝小麥）供出を，地税の一部に充當することを命じたものである。B部分の文脈は破損缺落のため明瞭ではないが，「鎭國聖佛（Činquγ tngri burxan）」はおそらくC部分の鎭國寺と關連し，また書式からはline 4の大師（tayšï）は物件（主穀＝小麥）の供出先と推測されるので［cf. 松井 2002, pp. 95-97］，やはりC部分と同樣に鎭國寺關係の高位の佛僧たちへの主穀（＝小麥）供出を地税納入額の一部に充當するよう命令したものに相違ない(15)。

(15) このSI Kr 149文書にみえる鎭國寺は，大都都城の西，高良河の岸に起工された大護國仁王寺をさす可能性がある。大護國仁王寺が西鎭國寺と別稱されたことはすでに中村［1993, pp. 70-71］によって指摘され，また至元10年（1273）に高麗からクビライ宮廷に派遣された李承休の見聞錄『賓王錄』にも「大都城西鎭國寺北，高梁之墟」に皇太子チンキム（Činkim）の幕營があったという（この點，森平雅彦氏よりご教示を得た。特記して深謝する）。『元史』泰定帝本紀2・致和元年（1328）3月に「己卯，帝御興聖殿，受無量壽佛戒于帝師。庚辰，命僧千人修佛事于鎭國寺」にいう鎭國寺や，『元史』卷77・祭祀志6・國俗舊禮に白傘蓋法要の次第を述べて「於西鎭國寺迎太子遊四門，舁高塑像，具儀仗入城」という西鎭國寺も，明らかに大護國仁王寺をさす。大護國仁王寺は1270年に帝師に任命されたチベット佛僧パクパ（'Phags-pa）のために建立され，パクパ以降も歷代帝師の居所となるなどチベット佛教と深い關係を有した。一方クビライ時代にはウイグル人財務官僚サンガ（Sangga > chin. 桑哥）が大護國仁王寺の白傘蓋法會を蓄財に利用している［中村 1993, pp. 72-75］。また現在の北京西郊に位置し，かつての大護國仁王寺の所在

論文10

さて，B 部分でコシグ導師 (kši < toch. käṣṣi “magester, preceptor”)，C 部分でクトチュグ阿闍梨 (ačari < skt. ācārya) と，いずれも高位の佛僧が供出負擔者となっていることは，やはりモンゴル時代ウイグリスタンで佛僧・佛教教團への地稅 (sang) 賦課が現實に施行されたことを示す[16]。これは，オゴデイ・モンケ時代にモンゴル支配體制に基づく稅役制度がウイグリスタンにも導入され，さらにクビライ時代中期に檢地・地稅の徵收や驛傳制度の管理運營が強化されたという狀況［松井 2002, pp. 89-91; 松井 2004, pp. 164, 160］とも軌を一にするものである。なお，上述したように，佛教教團への地稅賦課が中統 5 年（1264）以降にクビライ政權により新規に導入されたものであれば，從來の13世紀という U 5330 盟約文書の年代比定をさらに狹め，13世紀後半に限定することも可能となる。

歷代モンゴル皇帝・皇族がチベットや中華地域の寺院・道觀・儒學に付與した免稅特許狀（多くは碑刻化されている）の大多數では，差發 (mo. alba qubčiri)・鋪馬 (ulaγ-a)・祗應（šigüsü > 首思）と並んで地稅 (sang)・商稅 (tamγa) も免除對象とされており，宗教教團への地稅賦課は單なる原則的規定にとどまったと

地にも近接する魏公村は，元・明代には「畏吾 (Uyγur) 村」と呼ばれ，ウイグル人の集住地區となっていた［黨寶海 2000］。大護國仁王寺とその周邊地域が大都在住のウイグル人・ウイグル佛僧の活動據點の 1 つであったことが推測される。さらにチベット語原典からウイグル譯された『白傘蓋陀羅尼』印刷本 [Elverskog 1997, pp. 108-110] も，モンゴル時代トゥルファン地域のウイグル佛教と大都のチベット佛教との文化的・經濟的關係を示唆する。SI Kr I 149 文書の C 部分で主穀（＝小麥）の送納先とされる大師たち (tayšï-lar) は，鎭國寺＝大護國仁王寺からトゥルファン地域を訪れていたか，あるいはトゥルファン地域から特殊な種類の小麥 (ṭarmačug tarïγ) を取り寄せていた可能性がある。B 部分の「鎭國聖佛」も，諸文獻が大護國仁王寺に納められていたと傳える「金身大佛」や「梵天佛像」あるいはマハーカーラ（Mahā-kāla > 摩瞘羅）佛像［中村 1993, pp. 69-71; 中村 1999, p. 67］に關連するかもしれない。とくに最後のマハーカーラ佛に關連しては，トゥルファン地域からモンゴル語マハーカーラ讚歌の印刷本斷片 [BTT XVI, Nrn. 29-32] が多數發現していることも留意される。

⑯ チャガタイ=ウルス發行のモンゴル語免稅特許狀 BTT XVI, Nr. 69 (lines 9-10) においても，佛教寺院が免除される稅役名稱として地稅 (sang)・商稅 (tamγa) は言及されない。ただし，この文書で列擧されるアルバ（ン）稅 (alba(n))・ジャサク稅 (ǰasaγ)・キスマド稅 (qismad)・サリグ稅 (saliγ)・ウニン稅 (ünin)・カガルガ稅 (qaγalγa) などの實態についても不明の點が多く [cf. 松井 2002, pp. 92-94]，これらの中に地稅・商稅に相當する稅役が存在した可能性も完全には否定できない。

論文10

みなす見解もある [e.g. 愛宕 1961 ＝愛宕 1988, p. 348; 大藪 1972 ＝大藪 1983, pp. 9, 15, 17-18, 21]。しかし，至元 5 年（1268）少林寺クビライ聖旨碑［中村・松川 1993, pp. 41-46, 77］・至元14年（1277）龍門禹王廟安西王マンガラ (Mangγala) 令旨碑［亦鄰眞 1963 ＝亦鄰眞 2001; 照那斯圖 1991, No. 22］・至元25年（1288）無錫免秀才雜泛差役詔碑［蔡美彪 1955, No. 32］・元貞 2 年（1296）彰德上清正一宮テムル聖旨碑［蔡美彪 1955, No. 37］など地税 (mo. sui / sang)・商税を免除しないことを明言する特許状の例[17]や，また差發・鋪馬・祗應の免税に言及しつつも地税・商税については言及しない例[18]が散見する。元代の佛僧を描寫した陳高の詩「感興」に「秋が來れば，租税を納入しようとして，農夫を鞭うつ」というのも，實際に佛僧が地税を負擔したことを傍證する［陳高華 1981 ＝陳高華 1987, p. 378］。元廷中央から遠く離れたウイグリスタンでさえも佛教教團への地税賦課が實施されたことを示す U 5330・SI Kr I 149 兩文書の例とも勘案すると，クビライ時代以降の大元ウルス支配地域での宗教教團への地税・商税賦課は決して具文ではなく，地税・商税をも含めた完全な税役免除を許された宗教教團はまさに特權的・例外的な存在であったとみなすべきである[19]。

[17] 特に龍門禹王廟マンガラ令旨碑では caṅ tamqa-dača buši aliba alba qubčiri ülü üǰen「地税・商税より他のあらゆる差發・科斂を見ず（＝負擔せず）」というモンゴル語原文が，漢譯では「地税商税不揀甚麼差發休着」とされ，地税・商税を免除對象としないことが曖昧にされている［亦鄰眞 1963 ＝亦鄰眞 2001, pp. 147-148］。漢譯・立石の際に令旨の受領者である道觀の立場を反映したものか。

[18] 杉山 1991, p. 43。ここで杉山が例示する元統 3 年（1335）鄒縣嶧山仙人宮トゴンテムル (Toγon-Temür) 聖旨以外には，至元14/26年（1277 / 1289）涇州水泉寺クビライ聖旨碑［照那斯圖 1991, No. 3］，至元19年（1282）東嶽廟令旨碑［蔡美彪 1955, No. 28］，元貞 3 年＝大德元年（1297）彰德上清正一宮テムル聖旨碑［蔡美彪 1955, No. 39］，大德 5 年（1301）五臺山大壽寧寺宛て，帝師タクパオーセル (Grags pa 'od zer) 法旨碑［蔡美彪 1955, No. 47］，元統 2 年（1334）淇縣文廟トゴンテムル聖旨碑［蔡美彪 1955, No. 80］が擧げられる。

[19] さらに西ウイグル時代にまで遡ると，土地賃貸借契 SUK RH01 では，佛僧たる阿闍梨 (ačari) が所有する物件（おそらくは田地）にイルト=ビルト税が賦課されていた。これは，前述のムルトルク阿蘭若への免税特許状 U 5317 (＝ Zieme 1981, Text A, lines 41-42) がイルト=ビルト税の免除を認めているのと對照的である。SUK RH01 の年代比定については森安 [1994, pp. 72-73] を參照。

論文10

(3) カ ラ ン 税

モンゴル帝國が支配地域に導入した各種の税役制度，またモンゴル時代のウイグル文書にみえる多數の税目の實態については，未だ不明の點が多い［松井 2002, pp. 92-94］。しかし，我々の U 5330 盟約文書からは，モンゴル帝國がウイグリスタンに導入したカラン税 (qalan) の實態について以下の 3 點をほぼ確實に指摘できる。

①カラン税が住民の所有する農耕地に應じて賦課されたこと。この點は，ウイグル文貸借契 SUK RH04, RH12 でブドウ園 (borluq) や田地 (yir) に關連してカラン税が言及されていることや，また手實（戸籍原簿）の U 5298 (＝ Zieme 1982, lines 18-19) にも uyur **tarïr yir**in tarïp qalan tutup qayu-qa köčüp barmatïn turur「キビを［耕す田地を］耕し，カラン税を負擔して，どこへも移って行かずに留まっている」という申告がみえることから，ある程度は推測できた。さらに，U 5330 盟約文書でカラン税負擔者たる農民たちはカラン税の減免を目的として田地を佛教教團に寄進しているのであるから，カラン税賦課に際して農耕地が算定基準とされたことはほぼ確證されたといえよう。

②カラン税がモンゴル語の alba (～ alban) あるいは漢文史料中の差發（～科斂・差役）に對應する可能性が高いこと。チャガタイ=ウルス當主トゥグルクテムル宛の免税嘆願書 (U 5282 ＝ Arat 1937) では，ウイグリスタンの封領 (inčü) の園丁 (bayčï) たちが，歴代のチャガタイ=ウルス當主の治世にはカラン税を免除されていたことを論據として縷々述べながら，末尾ではカラン税ではなくアルバン税 (alban ＜ mo. alban) の免除を嘆願しており，qalan と alban が相互置換されている［Raschmann 1992, p. 156］。また mo. alba の原義は「夫役・力役・強制勞働」，qubčiri (＞ tü. qupčïr)「クプチル税」は元來は遊牧民に課される家畜税であったが，蒙漢合璧碑文では alba qubčiri と熟して税役一般をさした［亦鄰眞 1963＝亦鄰眞 2001, pp. 150-151］。一方，フレグ=ウルス (Hülegü-ulus) 支配下のイランでは，カラン税 (qalān ＜ tü. qalan) とクプチル税 (qūpčūr ＜ tü. qupčïr) が qalān va qūpčūr と熟してモンゴルによって導入された税役一般を包括的にさす場合もあった［本田 1961 ＝本田 1991, p. 299］。この mo. alba

論文10

qubčiri と pers. qalān va qūpčūr との用法の類似から，やはり mo. alba と pers. qalān ＜ tü. qalan の相互置換的對應が推測されていた[20]。

さらに我々の U 5330 盟約文書では，ウイグル佛教教團が地稅 (sang) を負擔する一方でカラン稅を免除されている。第(2)節でも述べたように，中統 5 年（1264）以降，大元ウルスは，地稅・商稅を例外として宗教教團の「差發・科斂」（＝ mo. alba(n) qubčiri ＝ chin. 差發・科斂）を免除することを原則とした。Uig.-mo. sang ＝ chin. 地稅の對應を勘案すると，カラン稅も，mo. alba(n) qubčiri ＝ chin. 差發・科斂と同じく諸種の稅役一般をさすか，あるいはその中に包攝される稅役の一種と推測される。ただしイラン地域ではカラン稅（夫役・軍役）とクプチル稅（軍隊・使者・驛遞の經費を賄うための現金納の人頭稅）とは區別されており［本田 1959, 本田 1961 ＝本田 1991, pp. 243, 247, 287-290, 297-299］またウイグル語諸文書にもクプチル稅とカラン稅はそれぞれ單獨でも散見する［松井 1998a, pp. 035-037; 松井 2002, pp. 92-99］。從って，ウイグル文書にみえるカラン稅も，それ單獨ではイラン地域と同じく夫役・軍役をさしたと考えられ，これは mo. alba(n) の原義とも符合する。

③カラン稅がウイグル農民たちにとって相當に過重な負擔であったこと。U 5330 盟約文書によれば，カラン稅負擔者である農民から佛教教團に寄進された田地は從前通り農民によって耕作され，この田地に賦課される地稅 (sang) も實質的にはこれらの農民たちが負擔した。また，佛教教團所有の田地を耕作するという點では農民たちは佛教教團の小作農となったといえ，必然的に佛教教團に對して小作料 (yaqa) をも支拂っていた。さらに寄進せずに手許に置いていた田地には，從來通りカラン稅 (qalan) が賦課された。すなわち，耕作する田地に關する農民たちの負擔は，佛教教團に寄進する以前にはカラン稅 1 種類であったが，寄進後には地稅・小作料・カラン稅（ただし減額された）の 3 種類とされたことになる。しかし「貧しい (čïγay)」と自稱する農民たちが，あえて負擔を增やすことを選擇したとは考えづらい。佛教教團に寄進した田地に

[20] 以上の點については Schurmann [1956, pp. 332-335, 340] も參照。ただし Schurmann はウイグル文書の分析に際しては USp の不完全な校訂テキストを利用しており，多くの點で修正を要する。

論文10

賦課されたカラン税の負擔は，寄進後その田地に賦課された地税と佛教教團への小作料とを合計した負擔に比べて過重であったことは確實である。財產委託契約 SUK Mi 19 が，その作成理由を記す際に「カラン税に堪えられなくなり (yadap)，負債 (birim alïm) が多くなり，私の債權者たちも多くなって，私は今のままではいられまい。逃げ隱れてしまうために」(lines 2-5) と述べていることも，カラン税がそれ單獨でもきわめて過重な税役であったことを推測させる。

(4) 佛教教團の寺產擴大

第(1)〜(3)節に述べてきた狀況をふまえれば，U 5330 盟約文書にみえる佛教教團への田地寄進が農民・佛教教團の雙方の利害に基づいていたことは容易に理解されよう。農民は税負擔を輕減できる一方，佛教教團側は寄進された田地への地税を實質的に農民たちに負擔させた上，さらに農民からの小作料收入により收益を純增させ，寺院經營を強化できるからである。U 5330 盟約文書と同じくイキチ (Ikiči) 文書群 [Moriyasu 2002, pp. 156-162] に屬する遺言狀 SUK WP01 では，この遺言狀が作成され遺言者の妻に交付される際に，首座 (šutza) のケド=カヤ都統 (Käd-Qya tutung)・テュケレ (Tükälä)・キムツォ（Kimtso < chin. 金藏）をはじめとする僧衆 (quvraγ) らと，タヴガチ=ヤンガ (Tavγač-Yanga)・イキチ (Ikiči) を頭とする村民 (bodun) ＝俗人が立ち會ったことが記される。村民の代表として言及されているイキチは，まさに我々の U 5330 盟約文書の發起人の１人としてみえるイキチと同一人物であり，U 5330 盟約文書で佛教教團に敵對することとなった俗人・農民たちも，この WP01 文書が作成された時點では佛教教團と友好的・親密な關係にあったことが確認できる。

農民が税役を忌避して佛教教團に農地を寄進する傾向はモンゴル支配下の舊南宋領＝江南地域でもみられ[21]，大德３年（1299）には杭州省（＝江浙行省）管下の佛教寺院の佃戶は約50萬戶にのぼったという（『通制條格』卷 3, 7a-7b,

[21] 『元典章』卷24・戶部10・租税・僧道税・僧道避差田粮「蠻子田地裏，每年軍站的氣力不揀甚麼用的辦濟呵，多率是百姓每的納税粮裏成就有。如今，那百姓每，係官差發根底逐避着，在前合納錢粮的田土根底，和尙・先生每底寺院裏布施與了賣與了典與了」。

論文10

No. 30, 寺院佃戸の條)。このように一般民戸から佛僧に寄進された田地は當然ながら地稅・商稅の賦課對象とされたが，往々にして佛教教團側は地稅・商稅を隱匿し，大元ウルス政府もその對策に追われた。とはいえ，佛教教團への田地の寄進や農民の佃戸化自體は禁止されず，モンゴル皇帝をはじめとする支配層すらも折々に宗教教團への賜田を行なっていた［陳高華 1981＝陳高華 1987, p. 377］。

ウイグリスタンにおいても，支配層が佛教教團の寺產の擴大を望んでいたことは同樣であった。ただし注目すべきは，チャガタイ=ウルス發行モンゴル語免稅特許狀 (BTT XVI, Nr. 69, lines 4-8) が，大天四洲寺 (Uluγ tngri-lig tört dib süme) の教義顧問 (šas-in aiγuči < uig. šazïn ayγučï) をはじめとする師僧 (baγši < uig. baxšï) たちに對して，süm-e-t̲ür qa**r***i*atan **y**aγu ke**t̲**i anu medeǰü γaǰar usu*n* baγ borluγ-i kükegülgeǰü küǰi tosun bolγaǰu ǰul-a X(…)D(.)ČW []-i (.)[]ČW bida bürün aq-a-nar degüner-ün emüne buyan irgür ögün atuγai「寺に所屬するあらゆるものを管理して，田地・ブドウ園を增やし，お香と油を作り燈明を……して，……を……して，われらと兄弟たちのために福德と祝福を與えているように」と命令していること，またウイグル語免稅特許狀 U 5317 (＝ Zieme 1981, Text A, lines 25-29) にも sanggik borluq yir-lär-i bilä · vaptso šilavanti baš-lap · murut-luq-ta turγučï šilavanti-lar · šäli-lär ärksinip · kirmiš tüs̱i üzä · aryadan-ïγ idip sapïp artmïš-ïn kingäs̱ip išlätzüṅ-lär「寺產のブドウ園・諸田地をみなヴァプツォ律師をはじめムルトルクに常住する律師たち・佛僧たちが管理して，入った利益によって阿蘭若を增修して，增加したものを協議して經營せよ」という文言がみえることである。この 2 文書のように，支配權力が直接に寺產の擴大を期待する文言は，モンゴル政權が中華地域の宗教教團に與えた免稅特許狀にはみられない[22]。すなわち，西ウイグル政權およびチャガタイ=ウルス政權

[22] これは，可耕地面積に物理的に制限のあった（唐代均田制下でも「狹鄉」とされる）トゥルファン地域では，中華地域に比して，宗教教團の所有する田地の把握やそれに基づく地稅の賦課・徵收が容易であったことを反映するのかもしれない。ちなみに麴氏高昌國時代のトゥルファン地域では俗人所有の田地には「俗役」，佛僧の田地には「道役」が賦課されており，僧俗の間で田地が賣買された際には土地に賦課される稅役も變更されたことを示す出土漢文文書の例がある［町田 2002, p. 40］。

論文10

は，中華地域を支配した大元ウルス政權よりも，佛教教團の寺產の擴大をより積極的に期待していたのである。その點では，稅役忌避・田地寄進を媒介とするウイグル農民たちと佛教教團との結託は，支配權力の政策とも必ずしも背馳しなかったこととなる。

(5) 僧俗の對立

さてU 5330盟約文書は，第(4)節にみたようなウイグル農民と佛教教團との經濟的結託・協力關係が狀況によっては對立關係にも轉化し得たことを示す。このようなウイグル住民・佛教教團間の紛爭を傳えるものとしては，SPF所藏の西曆1339年チャガタイ=ウルス當主イスンテムル (Yisün-Temür) 發行モンゴル語命令文書G 120 (= Kara 2003, pp. 28-30, 33; cf. Clark 1975, p. 137) も注目に値する。この文書は，高昌もしくはその近邊に所在するヨガチャリ佛寺 (Yogačari süme) の田地・ブドウ園が不法占據されているため，高昌のウイグル王 (Iduqud < uig. Ïduq-qut) やモンゴル行政官 (noyad < noyan)・在地ウイグル人官員 (mo. tüsimed < tüsimen ~ uig. bäg) に宛てて寺產の保護と返還を命令したものである。西曆1339年という年代からは，このG 120文書にみえる佛寺に對する抑壓・迫害は，東トルキスタン・トゥルファン地域のイスラーム化の進行に關連づけられる可能性も排除できない。しかし半世紀以上を經た15世紀初頭の時點においても，トゥルファン地域には少なくない佛教寺院が存在しており，佛教徒の社會的影響力は完全に衰退してはいなかった[23]。またG 120文書にみえる反佛寺側の人物の人名に注意すると，タイポドゥ（Taibodu < uig. Taypodu < chin. 大寶奴）は佛教的人名，またトレミシュ (Tölemiš < uig. Tölämiš)・ボルミシュ (Bolmiš < uig. Bolmïš) はいずれも一般的なウイグル人名であり，やはりムスリム人名ではない。そこで筆者は，このG 120文書に記された佛寺とタイポドゥ・トレミシュ・ボルミシュらとの紛爭も，U 5330盟約文書と同樣に，寄進した田地・ブドウ園をめぐるウイグル農民と佛教教團と

[23] 陳誠『西域行程記・西域番國記』中華書局，1991, pp. 106, 108; BTT XVI, p. 9; 松川 1995, p. 106; cf. 濱田 1998, pp. 98-103; 堀 1975, pp. 13-22.

論文10

の紛爭だったと考えたい。

これらU 5330盟約文書・G 120命令文書にみえる佛教教團と俗人・農民との紛爭が最終的にいかなる決着をみたのかは，殘念ながら窺知し得ない。ただし，盟約關係を強固にすべくU 5330文書を作成したウイグル農民たちは，佛教教團との紛爭において官吏 (bäg išï) ら公權力との對決をも辭さない強硬姿勢を示しており (lines 15-17)，またG 120文書 (lines 8-10) からは反佛寺側のボルミシュがチャガタイ=ウルス政權が寺產保護のために發行した證書 (nišan) すらも強奪したことも知られる。兩文書にみえる僧俗の紛爭は，モンゴル公權力をしても容易に調停・解決し得ない深刻なものであったと指摘できよう。ちなみにG 120文書は「印つきの證書 (nišatu bičig)」と稱されるものの (lines 14-15)，原文書に捺印はみえない。また文書裏面にはイスラーム占卜書のウイグル語抄譯とチベット語譯金剛乘論書を翻譯したというウイグル語奥書とが記される [Kara 2003, pp. 30-34]。おそらくG 120文書は，命令文書原本が再度強奪されることを恐れたヨガチャリ寺側が作成した複製・控えであり，その裏面が後に二次利用されたのであろう。このこともG 120文書にみえる紛爭の激しさを反映するものといえる。

11世紀以降のウイグル社會では佛教が篤い信仰を集めており，世俗權力者層・一般住民が佛教教團に手厚い保護と經濟的援助を與えたことは，從來から指摘されまた本稿でも再確認された。しかしその一方で，世俗住民・農民と佛教教團との關係は，宗教的信仰面だけでなく經濟的側面からも構築され，場合によっては公權力を卷き込んで激しく緊張・對立し得たことにも留意する必要があろう。また『通制條格』（卷4, 22b-23b, No. 125）に引用される至元13年（1276）7月初2日附クビライ聖旨は，カルシャ教義顧問（Qarša šazïn ayγučï ＞哈兒沙沙津愛忽赤）とフレグ（Hülägü ＞旭烈）都統の上奏に基づき，ウイグル住民の女兒閒引き慣行の禁止を命令している。クビライに上奏した兩名がウイグル佛教教團の指導者層に屬することは確實である [cf. 梅村 1977b, pp. 05-06]。この女兒閒引き問題が大元ウルス宮廷にまで持ち込まれた背景には，在地ウイグル社會の傳統的慣習と佛教的信仰との深刻な相克があったとみるべきである。

論文10

お わ り に

本稿第1章ではU 5330文書を文獻學的に再校訂し，この文書を，佛教教團に敵對するウイグル農民の同盟關係を固めるための盟約文書と性格づけた。

次に第2章では，U 5330文書の内容をモンゴル時代の歷史的背景に位置づけることを試みた。その結果，モンゴル時代のウイグル農民と佛教教團との關係について，①佛教教團が西ウイグル期に引き續き免稅特權を得ていたこと，②ただしクビライ時代以降の地稅賦課の原則はウイグリスタンでも適用されたこと，③佛教寺院がカラン稅を免除される一方，農民たちには所有する田地に應じてカラン稅が賦課され，その負擔は相當に過重であったこと，④カラン稅の減免を意圖した佛教教團への田地寄進は，農民・佛教教團雙方の利害に基づいており，かつモンゴル支配層もそれを公認していたこと，⑤しかし農民・佛教教團の利害は時に激しく衝突したこと，を指摘した。このうち①～④の諸點は，大元ウルス支配下の中華地域における狀況とも共通しており，モンゴル時代ユーラシア東方で共時的に生起した事象として注目に値する。

また，上述の歷史的諸相は，モンゴル時代のウイグル佛教教團の社會的・經濟的經營基盤を考察するための出發點となり得よう。各國に所藏されるウイグル語社會經濟文書類の中には，佛教教團經營に關連すると思われる諸種文書が多數存在し，未公刊のものはもとより，既公刊文書についても歷史學的背景をふまえつつ再校訂・再解釋すべきものが少なくない。確かに，出土ウイグル語文獻の大多數を占める佛典やトゥルファン地域各處の美麗な佛教遺跡・遺物は，西ウイグル時代～モンゴル時代のウイグル佛教の繁榮を物語る。とはいえ，その繁榮を生み出した社會的・經濟的側面に對する考察も歷史學的には缺かせない。本稿で剔出した諸事象をふまえつつ「ウイグル佛教社會」を總體的に把握することを，今後の課題としたい。

論文10

略號・文獻目錄

AoF: *Altorientalische Forschungen.*

Arat, R. R. 1937: Uygurca yazılar arasında. *Türk Tarih, Arkeologya ve Etnografya Dergisi* 3 (1936), pp. 101-112, +1 pl. (Rpt. in *Makaleler* I, Ankara, 1987, pp. 574-585)

—— 1965: Among the Uighur Documents II. *Ural-Altaische Jahrbücher* 36, pp. 263-272, +2 pls.

ATG: A. von Gabain, *Alttürkische Grammatik* (3. Auflage). Wiesbaden, 1974.

BBAW: Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften.

BTT XVI: D. Cerensodnom / M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung* (Berliner Turfantexte, XVI). Berlin, 1993.

蔡　美彪 1955:『元代白話碑集錄』科學出版社。

陳　高華 1981:「元代佛教與元代社會」『中國古代史論叢』1981-1。

——1987:『元史研究論稿』中華書局。

Clark, L. V. 1975: On a Mongol Decree of Yisün Temür (1339). *Central Asiatic Journal* 19-3, pp. 194-198.

Clauson, G. 1971: A Late Uyğur Family Archive. In: C. E. Bosworth (ed.), *Iran and Islam,* Edinburgh, pp. 167-196.

黨　寶海 2000:「魏公村考」『北京文博』2000-4, pp. 22-28.

DTS: V. M. Наделяев et al. (eds.), *Древнетюркский Словарь*. Ленинград, 1969.

ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkic*. Oxford, 1972.

Elverskog, J. 1997: *Uygur Buddhist Literature.* Turnhout (Belgium).

ETHV: R. R. Arat, Eski Türk hukuk vesikaları. *Türk Kültürü Araştırmaları* 1, 1964, pp. 1-53.

Franke, H. 1962: Zur Datierung der mongolischen Schreiben aus Turfan. *Oriens* 15, pp. 399-410.

—— 1977: Additional Remarks on the Mongolian Turfan Document TM 92. *Canada Mongolia Review* 3-1, pp. 33-39.

耿　世民 1981:「回鶻文土都木薩里修寺碑考釋」『世界宗教研究』1981-1, pp. 77-83.

GSR: B. Karlgren, *Grammata Serica Recensa.* Stockholm, 1957.

濱田　正美 1998:「モグール・ウルスから新疆へ」『東アジア・東南アジア傳統社會の形成』(岩波講座世界歷史13) 岩波書店, pp. 97-119.

本田　實信 1959:「イルカン國における Iqtā' 制について」『北海道大學文學部紀要』7。

——1961:「ガザン・カンの稅制改革」『北海道大學文學部紀要』10。

——1991:『モンゴル時代史研究』東京大學出版會。

堀　直 1975:「明代のトゥルファーンについて」『待兼山論叢』史學篇 8, pp. 13-37.

亦鄰眞 (Irinčin) 1963:「讀 1276 年龍門禹王廟八思巴字令旨碑」『內蒙古大學學報』

論文10

1963-1.

—— 2001: 加藤雄三（譯）「1276年龍門禹王廟パスパ字令旨碑を讀む」『内陸アジア言語の研究』16, pp. 133-154.

IUCD: L. V. Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th cc.)*. Dissertation of Indiana Univ. (Bloomington) Ph.D., 1975.

照那斯圖 (Junast) 1991:『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ・文獻匯集』東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所。

Kara, G. 1991: Mittelchinesisch im Spätuigurischen. In: H. Klengel / W. Sundermann (eds.), *Ägypten - Vorderasien - Turfan,* Berlin, pp. 141-149, +Taf. XVIII-XIX.

—— 2003: Mediaeval Mongol Documents from Khara Khoto and East Turkestan in the St. Petersburg Branch of the Institute of Oriental Studies. *Manuscripta Orientalia* 9-2, pp. 3-40.

Laut, J.-P. 1986: *Der frühe türkische Buddhismus und seine literarischen Denkmäler.* Wiesbaden.

李　經緯 1996:『吐魯番回鶻文社會經濟文書研究』烏魯木齊。

町田　隆吉 2002:『吐魯番出土佛教寺院經濟關係漢語文書の整理と研究』科研費報告書 (No. 12610376)。

松井　太 1997:「カラホト出土蒙漢合璧稅糧納入簿斷簡」『待兼山論叢』史學篇 31, pp. 24-49.

—— 1998a:「モンゴル時代ウイグリスタン稅役制度とその淵源」『東洋學報』79-4, pp. 026-055.

—— 1998b:「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』13, pp. 1-62, + 15 pls.

—— 2002:「モンゴル時代ウイグリスタンの稅役制度と徵稅システム」『碑刻等史料の總合的分析によるモンゴル帝國・元朝の政治・經濟システムの基礎的研究』科研費報告書 (No. 12410096), pp. 87-127.

—— 2003:「ヤリン文書」『人文社會論叢』人文科學篇 10, pp. 166-153.

—— 2004:「モンゴル時代の度量衡」『東方學』107, pp. 166-153.

松川　節 1995: Review on BTT XVI.『東洋史研究』54-1, pp. 105-122.

護　雅夫 1960:「ウイグル文葡萄園賣渡文書」『東洋學報』42-4, pp. 22-50.

森安　孝夫 1991:『ウイグル=マニ教史の研究』(『大阪大學文學部紀要』31 / 32)

—— 1994:「ウイグル文書劄記（その四)」『内陸アジア言語の研究』9, pp. 63-94.

Moriyasu, T. 2001: Uighur Buddhist Stake Inscriptions from Turfan. In: L. Bazin / P. Zieme (eds.), *De Dunhuang à Istanbul. Hommage à James Russel Hamilton,* Turnhout (Belgium), pp. 149-223.

—— 2002: On the Uighur Buddhist Society at Čiqtim in Turfan during the Mongol Period. In: M. Ölmez / S.-Ch. Raschmann (eds.), *Splitter aus der Gegend von Tur-*

論文10

fan. Festschrift für Peter Zieme anläßlich seines 60. Geburtstags, Istanbul / Berlin, pp. 153-177.

中村　淳 1993:「元代法旨に見える歴代帝師の居所」『待兼山論叢』史學篇 27, pp. 57-82.

―― 1999:「元代大都の敕建寺院をめぐって」『東洋史研究』58-1, pp. 63-83.

中村　淳・松川　節 1993:「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, pp. 1-93, +8 pls.

小田　壽典 1990:「ウイグル文トゥリ文書研究覺書」『内陸アジア史研究』6, pp. 9-27.

―― 1992b:「ウイグル文ピントゥング嘆願書の譯注」『豊橋短期大學研究紀要』9, pp. 153-159, -1 pl.

Oda, J. 1992a: On *baš bitig, 'ydyš bitig* and *čïn bitig.* Notes of the Uighur Documents Related to a Person Named Turï. *Türk Dilleri Araştırmaları* 1 (1991), pp. 37-46.

愛宕　松男 1961:「元朝における佛寺道觀の稅粮優免について」『塚本博士頌壽記念佛敎史學論集』京都大學人文科學研究所。

―― 1988:『愛宕松男東洋史學論集』第 4 卷，三一書房。

OTWF: M. Erdal, *Old Turkic Word Formation,* I-II. Wiesbaden, 1991.

大藪　正哉 1972:「元代の法制と佛敎――稅糧・訴訟・民間信仰關係の規定――」『史學研究』86.

―― 1983:『元代の法制と宗敎』秀英出版。

Raschmann, S.-Ch. 1992: Einige Bemerkungen zu Steuern, Abgaben und Dienstpflicht im uigurischen Königreich von Qočo (13. -14. Jh.). AoF 19, pp. 155-159.

Schurmann, H. 1956: Mongolian Tributary Practices of the Thirteenth Century. *Harvard Journal of Asiatic Studies* 19, pp. 304-389.

Sertkaya, A. G. 1999: *Uigurische Sprachdenkmäler'*den beş mektup. *Türk Dili Araştırmaları Yıllığı* (Belleten 1996), pp. 237-264.

SPF: Санкт-Петербургский Филиал Института Востоковедения Российской Академии Наук.

杉山　正明 1991:「元代蒙漢合璧命令文の研究(2)」『内陸アジア言語の研究』6 (1990), pp. 35-55.

SUK: 山田　信夫（著）小田壽典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫（編）『ウイグル文契約文書集成 *(Sammlung uigurischer Kontrakte)*』1-3. 大阪大學出版會，1993.

Тихонов, Д. И. 1964: К вопросу о термине *quvaq* в древнеуйгурских текстах. *Народы Азии и Африки* 4, pp. 104-106.

―― 1966: *Хозяйство и общественный строй уйгурского государство X-XIVвв.* Москва / Ленинград.

梅村　坦 1977a:「違約罰納官文言のあるウィグル文書」『東洋學報』58-3/4, pp.

論文10

01-040.
—— 1977b:「13世紀ウィグリスタンの公權力」『東洋學報』59-1/2, pp. 01-031.
—— 1987:「ウイグル文書「SJ Kr.4/638」」『立正大學教養部紀要』20, pp. 35-87.
—— 1990:「ウイグル文家產分割文書の一例」『東アジア古文書の史的研究』刀水書房, pp. 420-446.
URD: С. Е. Малов, Уйгурские рукописные документы экспедиции С. Ф. Ольденбурга. *Записки Института Востоковедения Академии Наук СССР* 1, 1932, pp. 129-149, +6 pls.
USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler.* Ed. by S. E. Malov. Leningrad, 1928.
UW: K. Röhrborn, *Uigurisches Wörterbuch,* 1-6+. Wiesbaden, 1977-1998+.
Wb: W. W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte,* I-IV. St. Petersburg, 1893-1911.
山田　信夫 IV:「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大學文學部紀要』11, 1965, pp. 87-216, +pls. 1-6.
楊　富學 1990:「海外見刊回鶻文社會經濟文獻總目」『中國敦煌吐魯番研究通訊』1990-1, pp. 9-23.
Zieme, P. 1980: Uigurische Pachtdokumente. AoF 7, pp. 197-245, +Taf. III-XII.
—— 1981: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. AoF 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.
—— 1982: Ein uigurisches Familienregister aus Turfan. AoF 9, pp. 263-267, +2 pls.

〔**附記**〕　本稿は科學研究費（若手研究(B)・基盤研究(B)）による研究成果の一部である。また本稿の內容の一部は大谷探檢隊百周年記念國際シンポジウム「佛の來た道・シルクロード文物と現代科學」（2003年 9 月10日，龍谷大學）での報告に基づく。席上で有益なご敎示を賜った諸氏に感謝する。なお，本稿校正中，同シンポジウムでの報告の機會を與えて下さった百濟康義先生の訃報に接した。この場を借り，ご冥福を心からお祈り申し上げる。

論文10

gress and presents the newly discovered fact that the Manifesto of the Second Party Congress, which has heretofore been given great weight, was not actually produced or made public during the Second Congress. Subsequently, this study re-examines just how and on basis of which historical sources the history of the Second Congress had been determined. In this process of re-evaluation, it was discovered that there was a tendency to depict the early history of the party in overly fine detail during the period of the People's Republic. At the same time this study reviews the restraints that were imposed on descriptions of the early party congresses. On the basis of this overview, I point out that "the historical truth" of the CCP rests on the authority of statistical resources produced by the Sixth Party Congress in 1928, rather than being based on historically accurate sources of any sort, and that this was thus party history as political act, one which mimicked history but was not in fact history. It should be recognized that the identities of the participants in the Second Congress is a problem that cannot be solved unequivocally. At the present time, we can do no more than confirm that there appears to have been a congress, which approximately seven people, including Chen Duxiu 陳獨秀, Zhang Guotao 張國燾, Cai Hesen 蔡和森, and Li Da 李達, attended.

UIGUR PEASANTS AND BUDDHIST MONASTERIES DURING THE MONGOL PERIOD: RE-EXAMINATION OF THE UIGUR DOCUMENT U 5330 (USp 77)

MATSUI Dai

The Uigur document housed in the Berlin-Brandenburg Academy of Science, U 5330, was first published as No.77 in *Uigurische Sprachdenkmäler* by W.W. Radloff and has been referred by many scholars. However its contents have not yet been clarified. The author of this paper presents the fully revised edition of the document, and proves that the document is an alliance covenant of Uigur peasants against a possible conflict with a Buddhist monastery.

Furthermore, the author reconstructs the historical background of the document U 5330, based on a comparison with other Uigur and Mongol texts. The author points out the following: (1) Uigur Buddhist monasteries in Turfan were bestowed with the priviledge of tax exemption throughout the West Uigur period (9th-12th cc.) and the Mongol period (13th-14th cc.); (2) However, during the

論文10

reign of the fifth Mongol Emperor, Qubilai, the land tax (uig.-mo. *sang*) was levied on the Buddhist monasteries in Turfan as well as on those in China; (3) The *qalan*-tax levied on the Uigur secular peasants was a heavy burden; (4) Donation of land from peasants to the Buddhist monastery suited the economic interests of both sides, and the Mongol administrations granted it; (5) However, the interests of the peasants and the monastery were sometimes in severe conflict which also involved the government and officials.

Those facts should provide the groundwork for further historical studies on the economic activities of the Uigur Buddhist monasteries.

論文10